

短答式試験問題集  
[刑法・刑事訴訟法]

[刑法]

〔第1問〕（配点：2）

正当防衛及び緊急避難に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は，[No. 1]）

1. 国家的法益を防衛するための正当防衛が成立する余地はない。
2. 相手方から急迫不正の侵害を受け、第三者の所有物を用いて相手方に反撃し、同所有物を損壊した場合において、その行為が器物損壊罪の構成要件に該当するとき、その行為につき緊急避難が成立する余地はない。
3. 相手方から急迫不正の侵害を受け、これに逆上して相手方に反撃を加えた場合、正当防衛が成立する余地はない。
4. 相手方から急迫不正の侵害を受け、相手方に反撃を加えた場合、その侵害が相手方の過失に基づくものであれば、正当防衛が成立する余地はない。
5. 正当防衛が成立する行為に対しては、正当防衛が成立する余地はない。

〔第2問〕（配点：3）

放火の罪等に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No. 2]，[No. 3] 順不同）

1. 建造物等以外放火罪は、抽象的危険犯である。
2. 建造物等以外放火罪には、未遂処罰規定がない。
3. 人がいない他人所有の空き家に放火し、予期せずその火が現に人が居住する隣家に燃え移ってこれを焼損した場合は、延焼罪が成立する。
4. 客を乗せて航行中の他人所有のフェリーに放火した場合は、建造物等以外放火罪が成立する。
5. 失火により、自己所有の自動二輪車を焼損し、それによって公共の危険を生じさせた場合は、失火罪が成立する。

〔第3問〕（配点：2）

学生A、B及びCは、不真正不作為犯の作為義務違反に関して次の【会話】のとおり検討している。【会話】中の①から⑤までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、【会話】中の「法律上の防止義務」とは、法令、法律行為、条理等に基づき法益侵害を防止する法的義務をいい、また、いずれの事例も結果回避は容易であったとする。（解答欄は，[No. 4]）

【会 話】

学生A. 「甲は、人通りの多い市街地で自動車を運転していた際、誤って乙を跳ねて重傷を負わせたが、怖くなったことから、乙を放置したまま逃走したところ、乙が死亡した。」という事例において、殺人罪の成否に関し、不真正不作為犯の作為義務を検討してみよう。私は、不真正不作為犯の作為義務違反は、法律上の防止義務を負う者が、法益侵害への因果関係を具体的・現実的に支配している状況下で防止措置を採らなかった場合に認められると考えるので、甲には作為義務違反が①（a. 認められる・b. 認められない）ことになる。

学生B. 私は、不真正不作為犯の作為義務違反は、法律上の防止義務を負う者が、既に発生している法益侵害の危険を利用する意思で防止措置を採らなかった場合に認められると考えるので、この事例では、甲には作為義務違反が②（a. 認められる・b. 認められない）ことになる。

学生C. 私は、不真正不作為犯の作為義務違反は、法益侵害に向かう因果の流れを自ら設定した

者が、その法益侵害の防止措置を採らなかった場合に認められると考えるので、この事例では、甲には作為義務違反が③（a. 認められる・b. 認められない）ことになる。

学生A. 次に、「一人暮らしをしている丙は、自宅に遊びに来ていた丁が帰った後、丁のたばこの火の不始末でカーテンが燃えているのに気付いたが、家に掛けてある火災保険の保険金を手に入れようと考え、そのまま放置して外出したところ、カーテンの火が燃え移って家が全焼した。」という事例において、非現住建造物等放火罪の成否に関し、不真正不作為犯の作為義務を検討してみよう。C君の立場からだと、丙には作為義務違反が④（a. 認められる・b. 認められない）ことになるよね。

学生B. 先ほど話した私の立場からは、今の事例では、丙には作為義務違反が⑤（a. 認められる・b. 認められない）ことになる。

1. ① a ② b ③ a ④ a ⑤ b
2. ① a ② a ③ b ④ a ⑤ b
3. ① b ② a ③ a ④ b ⑤ b
4. ① b ② b ③ a ④ b ⑤ a
5. ① b ② b ③ b ④ a ⑤ a

【第4問】（配点：4）

住居を侵す罪に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No.5】から【No.9】）

ア. 強盗の意図を隠してA方の玄関前で「こんばんは。」と言ったところ、来客と勘違いしたAから「どうぞお入りください。」と言われてA方住居に立ち入った場合、住居侵入罪が成立する。【No.5】

イ. 建造物への立入りが平穏な態様で行われた場合には、管理権者があらかじめ立入り拒否の意思を積極的に明示していない限り、建造物侵入罪が成立することはない。【No.6】

ウ. 平穏を害する態様での住居への立入りであっても、住居権者の同意に基づくものである場合には、住居侵入罪の構成要件には該当するが、違法性が阻却される。【No.7】

エ. 現金自動預払機が設置されている銀行支店出張所は、一般の利用客の立入りが許容されている場所であるので、同機を利用する客のキャッシュカードの暗証番号等を盗撮する目的で立ち入っても、平穏な態様での立入りであれば、建造物侵入罪が成立することはない。【No.8】

オ. 住居権者の意思に反して住居に立ち入った上、その後、退去を求められたにもかかわらず数日にわたってその住居に滞留した場合には、住居侵入罪だけでなく、不退去罪も成立する。

【No.9】

【第5問】(配点：2)

学生A, B及びCは、次の【事例】における甲の罪責について、後記【会話】のとおり検討している。【会話】中の①から⑤までの( )内から適切な語句を選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.10])

【事例】

甲は、乙が甲に向けて拳銃を発射してきたので、防衛のため、殺意をもって、携帯していた拳銃を乙に向けて発射した。その弾丸は、乙に当たり乙を死亡させるとともに、乙を貫通して、たまたま乙のそばを通り掛かった丙にも当たって丙を死亡させた。

【会話】

学生A. 私は、甲の行為は、乙に対する殺人既遂罪と丙に対する殺人既遂罪の構成要件に該当すると思います。そして、乙に対する行為については、正当防衛が成立すると思います。これを前提として丙に対する行為について検討しましょう。私は、①(a. 正当防衛・b. 緊急避難)が成立すると思います。

学生B. 私は、Aさんの見解に反対です。この事例のように、防衛行為によって攻撃者以外の第三者の法益を侵害した場合、第三者との関係は、「正対不正」の関係とはいえないと考えるからです。私は、丙に対する行為については、②(c. 正当防衛・d. 緊急避難)が成立すると思います。

学生A. 私は、②(c. 正当防衛・d. 緊急避難)が成立するためには、当該第三者の法益を侵害したことによって初めて現在の危難を避けることができたという関係が必要だと考えるので、Bさんの見解には反対です。Cさんは、どう考えますか。

学生C. 甲は、主観的には③(e. 正当防衛・f. 緊急避難)と認識して拳銃を発射し、丙に死亡の結果が発生しているので、丙に対する行為については、④(g. 誤想防衛・h. 誤想避難)であると思います。そして、④(g. 誤想防衛・h. 誤想避難)についての判例の立場によれば、⑤(i. 違法性・j. 故意)が阻却されると考えます。

1. ①a ②d ③e ④g ⑤j
2. ①b ②c ③f ④h ⑤i
3. ①a ②d ③f ④h ⑤j
4. ①b ②c ③e ④h ⑤j
5. ①a ②d ③e ④g ⑤i

【第6問】(配点：2)

文書偽造の罪に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、Xに( )内の罪が成立しないものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.11])

ア. 医師Xは、Yに依頼され、Yが保険会社に提出するために虚偽の病名を記載した診断書を作成した。(虚偽診断書作成罪)

イ. Xは、自動車運転免許の効力停止中に自動車を運転し、速度違反の取締りを受けた際、警察官に対し、あらかじめYから名義使用の承諾を受けていたことから、Yの氏名を名乗り、交通事件原票の供述者欄にY名義で署名押印した。(有印私文書偽造罪)

ウ. Yの代理人でないXは、Yに無断で、行使の目的をもって、金銭消費貸借契約書用紙に「Y代理人X」と記載し、その横に「X」と刻した印鑑を押すなどして、Yを債務者とする金銭消費貸借契約書を作成した。(有印私文書偽造罪)

エ. Xは、身分証明書として使おうと考え、A県公安委員会が発行したYの自動車運転免許証の写真をXの写真に貼り替えた。(有印公文書偽造罪)

オ. Xは、Yの所有する不動産を勝手に売却しようと考え、Yに無断で、行使の目的をもって、

不動産の売買契約書用紙に売主として「Y」と記載するなどして、同不動産の売買契約書を作成したが、「Y」と刻した印鑑は押さなかった。(無印私文書偽造罪)

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. エ オ

【第7問】(配点：3)

因果関係に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は，[No.12]，[No.13] 順不同)

1. 甲が、殺害目的でVの首を両手で絞め、失神してぐったりとしたVを死んだものと誤解し、死体を隠すつもりでVを雪山に運んで放置したところ、Vは意識を回復しないまま凍死した。甲がVの首を両手で絞めた行為とVの死亡との間には、因果関係がない。
2. 甲が、心臓発作を起こしやすい持病を持ったVを突き飛ばして尻餅をつくように路上に転倒させたところ、Vはその転倒のショックで心臓発作を起こして死亡した。Vにその持病があることを甲が知り得なかった場合でも、甲がVを突き飛ばして路上に転倒させた行為とVの死亡との間には、因果関係がある。
3. 甲は、Vの頸部を包丁で刺し、Vは、同刺創に基づく血液循環障害による脳機能障害により死亡した。その死亡するまでの経過は、Vは、受傷後、病院で緊急手術を受けて一命をとりとめ、引き続き安静な状態で治療を継続すれば数週間で退院することが可能であったものの、安静にすることなく病室内を歩き回ったため治療の効果が上がらず、同脳機能障害により死亡したというものであった。この場合でも、甲がVの頸部を包丁で刺した行為とVの死亡との間には、因果関係がある。
4. 甲は、深夜、市街地にある道幅の狭い車道上に無灯火のまま駐車していた普通乗用自動車の後部トランクにVを閉じ込めて監禁したが、数分後、たまたま普通乗用自動車を通り掛かった乙が居眠り運転をして同車を甲の普通乗用自動車の後部トランクに衝突させ、Vは全身打撲の傷害を負い死亡した。甲がVをトランクに監禁した行為とVの死亡との間には、因果関係がない。
5. 甲は、ホテルの一室で未成年者Vに求められてその腕に覚せい剤を注射したところ、その場でVが錯乱状態に陥った。甲は、覚せい剤を注射した事実の発覚を恐れ、そのままVを放置して逃走し、Vは覚せい剤中毒により死亡した。Vが錯乱状態に陥った時点で甲がVに適切な治療を受けさせることによりVを救命できた可能性が僅かでもあれば、甲がVを放置した行為とVの死亡との間には、因果関係がある。

【第8問】（配点：2）

わいせつの罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものはどれか。（解答欄は，【No.14】）

1. 甲は、人通りの多い駅構内において、自己の性器を露出させたが、実際には、それに気付いた人はいなかった。この場合、甲には公然わいせつ罪は成立しない。
2. 甲は、日本国外で販売する目的で、日本国内において、わいせつな映像が録画されたDVDを所持した。この場合、甲にはわいせつ物有償頒布目的所持罪は成立しない。
3. 甲は、友人乙からの土産に対するお礼として、わいせつな映像が録画されたDVD1枚を乙にプレゼントした。この場合、甲にはわいせつ物頒布罪は成立しない。
4. 甲は、不特定多数の通行人を勧誘して5名の客を集めた上、自宅であるマンションの一室において、外部との出入りを完全に遮断した状態で、わいせつな映像が録画されたDVDを再生し、その5名の客に有料で見せた。この場合、甲にはわいせつ物公然陳列罪が成立する。
5. 甲は、海水浴場において、不特定多数の者の面前で、乙女の衣服を全てはぎ取るなどして強いてわいせつな行為をした。この場合、甲には、強制わいせつ罪が成立するのみならず、公然わいせつ罪も成立する。

【第9問】（配点：2）

次の【事例】に関する後記1から5までの各記述のうち、甲に窃盗罪の従犯の成立を肯定する論拠となり得ないものはどれか。（解答欄は，【No.15】）

【事例】

甲は、乙又は乙の友人が窃盗罪を犯そうとしていることを知り、その手助けのため、乙に対し、同罪の遂行に必要な道具を貸したところ、さらに、乙はその道具を友人丙に貸し、丙がこれを用いて同罪を犯した。

なお、丙には同罪の正犯が成立し、乙にはその従犯が成立するものとする。

1. 従犯には独立した犯罪性が認められる。
2. 従犯の幫助には、教唆者を教唆した者については正犯の刑を科すとする刑法第61条第2項のような規定がない。
3. 共犯は修正された構成要件に該当する行為であるところ、従犯もその構成要件においては「正犯」となる。
4. 幫助は正犯を容易にすることであるという定義からすると、幫助行為が直接的になされたか、間接的になされたかは必ずしも問われない。
5. 教唆犯に対する幫助行為は従犯として処罰される。

【第10問】（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は，【No.16】）

1. 甲は、警察官から職務質問をされそうになったのでその場から急いで立ち去ろうと考え、たまたま路上に駐車されていた他人所有の自動車に乗り込み、適当な場所で乗り捨てるつもりで、同自動車を運転してその場から走り去った。この場合、甲には、不法領得の意思が認められ、窃盗罪が成立する。
2. 甲は、タクシーの売上金を奪おうと考えて、乗客を装ってタクシーに乗り込み、行き先を指定して人気のない場所に誘導した上、同所で、乗車料金を請求してきた運転手の首元に鋭利なガラス片を突き付けて売上金を渡すよう要求したが、同運転手から抵抗されて売上金を手に入れることができず、そのままその場から立ち去った。この場合、甲には強盗未遂罪のみが成立する。

3. 甲は、視力回復の効果が全くない飲料について、その効果が絶大で入手困難なものとして偽って、信じた客にこれを販売し、その代金として現金の交付を受けたが、その販売価格は適正、妥当なものであった。この場合、甲には詐欺罪は成立しない。
4. 甲は、乙がその同居の親族から盗んできたカメラを、盗品であると知りながら乙から購入した。この場合、乙は、窃盗罪についての刑が免除されることから、甲には盗品等有償譲受け罪は成立しない。
5. 甲は、乙所有の土地について、価格が暴落すると偽って、これを信じた乙との間で、時価の半額で同土地を買い受ける旨の売買契約を締結した。この場合、その売買契約が成立したことのみをもって、甲には詐欺既遂罪が成立する。

【第11問】（配点：2）

学生A、B及びCは、事実の錯誤に関して、次の【会話】のとおり検討している。【会話】中の①から⑩までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.17]）

【会 話】

学生A. Xが甲を狙って殺人の故意で拳銃を発射し、甲にかすり傷を負わせ、さらに、その弾丸が偶然に乙に命中して乙を死亡させた事例について考えてみよう。私は、同一の構成要件の範囲内であれば、故意を阻却しないと考え、故意の個数については、①（a. 故意の個数を問題としない・b. 故意の個数を問題とし一個の故意を認める）立場を採ります。ですから、私は、事例の場合、故意犯としては乙に対する殺人既遂罪のみが成立すると考えます。

学生B. 私は、基本的にはA君と同じ立場ですが、故意の個数について、②（c. 故意の個数を問題としない・d. 故意の個数を問題とし一個の故意を認める）立場に立ちます。A君の考えだと、③（e. 意図した・f. 意図しない）複数の客体に既遂の結果が発生した場合、いずれの客体に故意犯を認めるのか不明だからです。

学生C. B君の立場は、④（g. 罪刑法定主義・h. 責任主義）に反することになりませんか。私は、この原則を尊重し、⑤（i. 客体の錯誤・j. 方法の錯誤）の場合には故意を認めますが、⑥（k. 客体の錯誤・l. 方法の錯誤）の場合には故意を認めるべきではないと思います。ですから、私は、事例の場合、乙に対する殺人既遂罪は成立しないと考えます。

学生A. でも、C君の立場では、方法の錯誤と客体の錯誤との明確な区別が可能であることが前提となりますね。また、未遂犯や過失犯を処罰する規定の有無によっては、処罰の範囲が不当に⑦（m. 狭まる・n. 広がる）ことになると思います。

一方で、B君の立場では、処断刑が不当に重くなりませんか。

学生B. 私は、甲に対する罪と乙に対する罪の関係を⑧（o. 併合罪・p. 観念的競合）と考えますので、処断刑はA君の立場による場合と同一となります。

学生A. でも、複数の客体に既遂の結果が発生した場合、⑨（q. 意図した・r. 意図しない）客体についての⑩（s. 故意犯・t. 過失犯）を、刑を⑪（u. 重くする・v. 軽くする）方向で量刑上考慮するとすると、やはり問題ではないでしょうか。

1. ①b ②c ③f ④g ⑤j ⑥k ⑦m ⑧p ⑨q ⑩s ⑪v
2. ①a ②d ③e ④g ⑤j ⑥k ⑦n ⑧o ⑨r ⑩t ⑪v
3. ①b ②c ③f ④h ⑤i ⑥l ⑦m ⑧p ⑨r ⑩s ⑪u
4. ①a ②d ③e ④h ⑤i ⑥l ⑦n ⑧o ⑨q ⑩s ⑪u
5. ①b ②c ③f ④h ⑤i ⑥l ⑦n ⑧p ⑨r ⑩t ⑪u

【第12問】（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.18]）

1. 共謀共同正犯が成立するためには、実行行為を行わない者が実行行為者に対して指揮命令をすることが必要である。
2. 共謀共同正犯が成立するためには、実行行為を行わない者が実行行為の具体的内容の詳細を認識していることが必要である。
3. 共謀共同正犯が成立するためには、数人相互の間に、実行行為者の犯行の認識だけでなく、共同犯行の認識があることが必要である。
4. 順次共謀の形式では、共謀共同正犯は成立しない。
5. 共謀が明示的に行われなければ、共謀共同正犯は成立しない。



【第13問】（配点：2）

次の【事例】に関する後記アからエまでの各【記述】を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.19】）

【事例】

甲は、内縁の妻Aと同居していたところ、遊興費に窮し、A所有のドレス20着及び指輪1個と、A管理のA名義のクレジットカード1枚（その規約上、会員である名義のみが利用でき、他人への譲渡、貸与等が禁じられ、また、加盟店は、利用者が会員本人であることを善良な管理者の注意義務をもって確認することが定められている。）を、Aの部屋から盗み出した。

甲は、丙にドレス及び指輪の売却を仲介してもらおうと考え、これらの盗品を丙方に運ぼうとした。しかし、甲は、ドレスの数が多く一人で運ぶのが困難であったため、乙に対し、ドレスと指輪が盗品であることを話した上で、丙宅への運搬を手伝ってほしいと頼んだ。乙がこれを了解したので、甲及び乙は、指輪とドレスのうち10着を甲が、残りのドレス10着を乙が、それぞれ運転する自動車に載せて丙宅へ運ぶこととし、これらの盗品を丙宅へ運んだ。

丙は、ドレス及び指輪を、甲がAから盗んできたものであることを承知した上で甲から預かり、甲からの依頼どおりに売却先を探すこととしたが、指輪についてはAが母親の形見として大切にしていたものであることを知っていたことから、高値でAに売り付けようと考え、後日、Aに対し、代金50万円で指輪を売却し、その売却代金を甲に渡した。

また、甲は、Aから盗んだクレジットカードを担保として丁から現金30万円を借りたが、その際、丁に対し、「これはA名義のクレジットカードだけど、Aから使用を許されており、お前がこのカードを利用して買物をして、その利用代金はAにおいて決済される。」と伝えた。その後、甲が丁に対して金を返さなかったことから、丁は、甲の話信じ、デパートにおいて、Aに成り済まして同カードを用いて腕時計1個を購入した。

【記述】

ア. 甲がAの指輪を盗んだことにつき、甲の行為は窃盗罪に該当するが、Aは甲の内縁の妻であるから、刑法第244条第1項により刑が免除される。

イ. 乙が盗品のドレス10着を、窃盗犯人である甲が指輪とドレス10着を、それぞれ丙宅まで運搬したことにつき、乙は甲と共同してこれら盗品を運搬したのであるから、乙にはドレス20着全てと指輪につき盗品等運搬罪が成立する。

ウ. 丙がAを相手方として指輪の売却をあっせんしたことにつき、Aは窃盗の被害者であるが、丙には盗品等処分あっせん罪が成立する。

エ. 丁がA名義のクレジットカードで腕時計を購入したことにつき、丁は、Aから同カードの使用を許されており、かつ、自らの使用に係る同カードの利用代金がAにおいて決済されるものと信じていたので、丁に詐欺罪は成立しない。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ ウ      4. イ エ      5. ウ エ

[刑事訴訟法]

【第14問】（配点：2）

次のアからオまでの各記述は、甲が、平成26年1月1日に乙に強姦されたとの事実により乙を告訴する場合について述べたものである。これらの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.20]）

- ア. 司法警察員は、甲からの告訴を受けたときは、乙を逮捕しなければならない。
- イ. 甲は、告訴を一旦取り消した後でも、再度適法に告訴をすることができる。
- ウ. 告訴は、必ず書面によってしなければならない。
- エ. 甲は、公訴の提起があるまでは、告訴を取り消すことができる。
- オ. 甲の告訴が犯人を知った日から1年を経過した後にされたときでも、検察官は適法に公訴を提起することができる。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

【第15問】（配点：2）

逮捕に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No.21]）

- ア. 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕し、弁解の機会を与えた後、留置の必要がないと判断したときは、被疑者を検察官に送致することなく、直ちに釈放しなければならない。
- イ. 検察官は、逮捕中の被疑者につき、公訴を提起することはできない。
- ウ. 現行犯人である「現に罪を行い終った者」というためには、犯罪の実行行為の全部を完了していることが必要である。
- エ. 現行犯逮捕が許されるためには、逮捕者が、少なくとも犯行の一部を現認していることが必要である。
- オ. 司法警察員は、私人から現行犯人の引渡しを受けた場合、直ちに逮捕状を求める手続をしなければならず、逮捕状が発せられないときは、直ちに釈放しなければならない。

1. 0個      2. 1個      3. 2個      4. 3個      5. 4個      6. 5個

【第16問】（配点：3）

次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。（解答欄は、[No.22]）

【事例】

平成27年2月1日、H県I警察署所属の司法警察員Xは、私人から「H県営J公園で、女性が血を流して死んでいる。」との通報を受け、同公園に向かい、その女性の死体を確認した。Xから変死体を発見した旨の連絡を受けたH地方検察庁検察官Yは、自ら検視を実施した。検視の結果、所持品等から、前記死体がH県内に住むVであることが判明し、胸部にはナイフで刺されたような傷痕が認められた。そこで、Vを被害者とする殺人事件の捜査が開始された。

Xは、同日、J公園の草むらで、血痕が付着したナイフを発見し、その場でこれを領置した。また、Yは、前記検視の結果を踏まえ、Vの死体については捜査の必要から解剖を実施することとし、同月2日、Z医師による同死体の解剖が行われた。その結果、Vの死因は、胸部刺創による失血死であることが判明した。

その後、J公園に設置された防犯カメラに、甲がVの胸付近を刃物で刺す場面が撮影されていることが明らかとなり、Xは、同月4日、甲を被疑者とする逮捕状の発付を受けた。Xは、同日、甲方に向かったところ、ちょうど甲がボストンバッグ1個を持って甲方から出てきた。そこで、

Xは、甲方前路上において、甲に前記逮捕状を示した上で、これを逮捕し、その際、甲が持っていたボストンバッグのチャックを開け、その中の物を取り出したところ、血の付いたシャツを認めたことから、同シャツをその場で差し押さえた。その後、Xは、I警察署において、逮捕された甲の指紋を採取し、甲の正面及び左右の顔写真を撮影した。

【記述】

- ア. Yが検視を実施するには、検証許可状の発付を受ける必要がある。
- イ. Xがナイフを領置するには、差押許可状の発付を受ける必要がない。
- ウ. ZがVの死体を解剖するには、鑑定処分許可状の発付を受ける必要がある。
- エ. Xがボストンバッグのチャックを開けて中の物を取り出し、シャツを差し押さえるには、捜索差押許可状の発付を受ける必要がない。
- オ. Xが甲の指紋を採取し、甲の顔写真を撮影するには、身体検査令状の発付を受ける必要がある。

1. 0個      2. 1個      3. 2個      4. 3個      5. 4個      6. 5個

【第17問】（配点：2）

次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、【No.23】）

- ア. 被告人又は被疑者の兄弟姉妹は、被告人又は被疑者の意思にかかわらず、弁護人を選任することができる。
- イ. 被告人の国選弁護人の選任は、審級ごとにしなければならない。
- ウ. 被疑者の国選弁護人の選任は、勾留の執行停止により被疑者が釈放された場合にはその効力を失う。
- エ. 国選弁護人は、辞任を申し出ても、裁判所又は裁判官が解任しない限り、弁護人の地位を失わない。
- オ. 被告人の私選弁護人の選任は、弁護士が裁判所にその旨直接申し出る限り、書面による必要はない。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

【第18問】（配点：3）

次のアからオまでの各記述は、刑事訴訟法の各規定の要旨を記述したものである。これらの各記述中の（ ）内からそれぞれ適切なものを選んだ場合、aが正しいものには1を、bが正しいものには2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No.24】から【No.28】）

- ア. 検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から（a. 24 b. 48）時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。【No.24】
- イ. 裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、被疑者の勾留の期間を延長することができる。この期間の延長は、通じて（a. 10 b. 20）日を超えることができない。【No.25】
- ウ. 検察官は、死刑又は無期若しくは長期（a. 3 b. 5）年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足る充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。【No.26】
- エ. 被告人の勾留の期間は、公訴の提起があった日から（a. 1 b. 2）箇月とする。【No.27】
- オ. 控訴の提起期間は、（a. 7 b. 14）日とする。【No.28】

〔第19問〕（配点：2）

公訴時効に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、〔No.29〕）

- ア．公訴時効期間の満了日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これを期間に算入しない。
- イ．結果犯について、実行行為が終了した日と結果が発生した日が異なるとき、公訴時効は、実行行為の終了時から進行する。
- ウ．共犯者の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯者に対してその効力を有するが、この場合において、停止した時効は、当該事件についてした第一審判決の言渡し時からその進行を始める。
- エ．一個の行為が数個の罪名に触れる観念的競合の場合における公訴時効期間の算定については、数個の罪名を各別に論じることなく、これを一体として観察し、その最も重い罪の刑につき定められた時効期間による。
- オ．検察官が、A事実を起訴した後、これと一罪の関係にあると判断してB事実を訴因に追加する旨訴因変更請求をし、裁判所もこれを許可したが、審理の結果、両事実は併合罪の関係にあることが判明し、裁判所は、同許可決定を取り消した。この場合でも、B事実について、訴因変更請求によって公訴時効の進行は停止する。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ エ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第20問〕（配点：2）

公判前整理手続に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.30〕）

- ア．裁判所は、裁判員裁判の対象事件ではない事件についても、必要があると認めるときは、公判前整理手続に付することができる。
- イ．裁判所は、公判前整理手続において、弁護人から、被告人の自白調書につきその自白の任意性を争う旨の意見が述べられた場合には、公判前整理手続の終結までに当該自白調書の証拠能力を判断しなければならない。
- ウ．検察官は、公判前整理手続における証拠開示に関する裁判所の決定に対して、不服申立てをすることができない。
- エ．裁判所は、公判前整理手続に付された事件の公判において、検察官、被告人及び弁護人が公判前整理手続において取調べを請求しなかった証拠について、やむを得ない事由によって請求できなかった場合でなくても、必要と認めるときは、職権で証拠調べをすることができる。
- オ．裁判所は、事件を公判前整理手続に付した場合、同手続を終結させて公判を開始した後は、期日間整理手続に付することができない。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

【第21問】（配点：2）

次の【記述】は、訴因変更の要否に関する最高裁判所の決定からの引用である。【記述】中の①から④までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.31】）

【記述】

殺人罪の共同正犯の訴因としては、その実行行為者がだれであるかが明示されていないからといって、それだけで直ちに訴因の記載として罪となるべき事実の特定に欠けるものとはいえないと考えられるから、訴因において実行行為者が明示された場合にそれと異なる認定をすることとしても、①（a. 審判対象の画定 b. 被告人の防御）という見地からは、訴因変更が必要となるものといえないものと解される。とはいえ、実行行為者がだれであるかは、一般的に、②（a. 審判対象の画定 b. 被告人の防御）にとって重要な事項であるから、当該訴因の成否について争いがある場合等においては、③（a. 他の犯罪事実との識別 b. 争点の明確化）などのため、検察官において実行行為者を明示するのが望ましいということができ、検察官が訴因においてその実行行為者の明示をした以上、判決においてそれと実質的に異なる認定をするには、原則として、訴因変更手続を要するものと解するのが相当である。しかしながら、実行行為者の明示は、前記のとおり訴因の記載として不可欠な事項ではないから、少なくとも、被告人の防御の具体的な状況等の審理の経過に照らし、④（a. 被告人に不意打ちを与えるものではない b. 他の犯罪事実との識別を損なうものではない）と認められ、かつ、判決で認定される事実が訴因に記載された事実と比べて被告人にとってより不利益であるとはいえない場合には、例外的に、訴因変更手続を経ることなく訴因と異なる実行行為者を認定することも違法ではないものと解すべきである。

1. ① a ② b ③ a ④ a
2. ① a ② b ③ b ④ a
3. ① a ② b ③ b ④ b
4. ① b ② a ③ a ④ a
5. ① b ② a ③ a ④ b

〔第22問〕（配点：3）

次の教授と学生の【会話】は、各種書面の証拠能力に関する議論である。【会話】中の①から⑤までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、aが正しいものには1を、bが正しいものには2を選びなさい。（解答欄は、①から⑤の順に〔No.32〕から〔No.36〕）

【会 話】

教授：刑事訴訟法第321条第3項の「検証の結果を記載した書面」に、捜査機関が任意捜査として行う実況見分の結果を記載した書面（以下「実況見分調書」という。）が含まれるかについて、あなたはどのように考えますか。

学生：私は、実況見分調書も含まれると考えます。検証と実況見分は、①（a. いずれも弁護人の立会権が明文で認められており b. いずれも客観的・技術的性質を有しており）虚偽が入る余地が少ないと考えるからです。〔No.32〕

教授：次に、私人が作成した書面について、刑事訴訟法第321条第3項の準用又は類推が認められるかについて、あなたはどのように考えますか。

学生：私は、認められると考えます。ただし、私人が作成した書面全般に準用又は類推を認めるべきではなく、私は、②（a. 捜査機関の実況見分に準ずるだけの客観性・業務性が認められるときは b. 特別の学識経験に基づいた報告であれば）準用又は類推を認めてよいと考えています。〔No.33〕

教授：火災原因の調査を行う会社に勤める元消防士で、通算約20年間火災原因の調査・判定に携わった経験のある私人が、燃焼実験を行ってその考察結果を報告した書面の証拠能力について、判例はどのような判断を示しましたか。

学生：判例は、③（a. 刑事訴訟法第321条第3項の準用により証拠能力を有する b. 刑事訴訟法第321条第3項の準用は否定されるが、同条第4項の準用により証拠能力を有する）旨の判断を示しました。〔No.34〕

教授：では、医師が作成する診断書について、判例は、どの条文を根拠に証拠能力を認めていますか。

学生：④（a. 刑事訴訟法第321条第3項 b. 刑事訴訟法第321条第4項）を根拠としています。〔No.35〕

教授：また、判例によれば、酒酔い鑑識カードの化学判定欄及び被疑者の言語、動作、酒臭、外貌、態度等の外部的状態に関する各記載は、いずれも刑事訴訟法第321条第3項により証拠能力が認められるとされていますが、更に警察官が被疑者に質問を行い、これに対する被疑者の応答を記載した部分について、判例はどのように述べていますか。

学生：⑤（a. 化学判定欄等と一体となって刑事訴訟法第321条第3項により証拠能力が認められる b. 警察官作成の捜査報告書たる性質のものとして刑事訴訟法第321条第1項第3号により証拠能力が認められる）と述べています。〔No.36〕

〔第23問〕（配点：2）

次の【会話】は、乙と共謀の上、丙を殺害したという事件で起訴された甲の公判において、「甲の指示により丙を殺害した。」旨の乙の供述のみによって、甲を有罪とすることはできるかについての議論である。甲を有罪とすることはできるとの立場から発言する学生の人数は、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.37〕）

【会 話】

学生A：この場合に問題となるのは、共犯者の自白にいわゆる補強証拠が必要か、すなわち、憲法第38条第3項、刑事訴訟法第319条第2項により、「本人の自白」を唯一の証拠として有罪とすることは許されず、補強証拠が必要とされるところ、この「本人の自白」に共犯者の自白も含まれるかということですね。

学生B：補強法則は、自由心証主義の例外ですから、条文の解釈は厳格に行うべきだと思います。

学生C：私は、自白偏重防止という観点から、本人の自白と共犯者の自白とで区別すべきではないと考えます。

学生D：私は、他に補強証拠がない場合に、自白した者が無罪となり、否認した者が有罪となるような非常識な結論を導く解釈を採ることは、許されないと思います。

学生A：自白した者が無罪となるのは、自白に補強証拠がないためであり、否認した者が有罪となるのは、共犯者の供述が信用できると判断された結果だから、別に不合理ではないでしょう。

学生B：共犯者の自白に対しては反対尋問ができるのだから、被告人本人の自白とは違いますよ。

学生C：誤判のおそれという観点からは、むしろ共犯者の自白の方が危険だということも考えるべきでしょう。

学生D：共犯者は、自己の刑事責任を免れ又は軽くするために、他人を巻き込んだり責任転嫁したりするような供述をする危険性がありますからね。

1. 0人      2. 1人      3. 2人      4. 3人      5. 4人

〔第24問〕（配点：3）

次の【事例】に関し、捜査機関が収集した後記アからオまでの【証拠】について、「直接証拠とは、犯罪事実を直接に証明する証拠をいう。」とする見解を前提とした場合、直接証拠に該当するものには1を、直接証拠に該当しないものには2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に〔No.38〕から〔No.42〕）

【事例】

甲は、平成28年2月1日午後7時頃、Hマンション401号室のV方において、Vを包丁で刺殺した。

【証拠】

ア。「平成28年2月1日午後6時58分頃、包丁を持った甲がHマンション1階でエレベーターに乗り、4階で降りた後、401号室方向に向かう状況」を撮影した防犯カメラ映像〔No.38〕

イ。V方居室内で、隠れて犯行を見ていたA（Vの交際相手）の「甲は、Vを包丁で刺して殺しました。」との供述を録取した検察官調書〔No.39〕

ウ。V方の隣室である402号室に住むBの「平成28年2月1日午後7時頃、401号室から、Vの声で、『おい、甲、包丁で何するんだ。やめろ。』という声を聞いた。」との供述を録取した検察官調書〔No.40〕

エ。V方に遺留されていた、Vの血液及び甲の指紋が付着した包丁〔No.41〕

オ。甲及びVの共通の知人であるCの「甲は、Vのことを恨んでいた。甲がVを殺したことに間違いはないと思う。」との供述を録取した検察官調書〔No.42〕

【第25問】（配点：2）

被害者参加制度における被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の法律上定められた権限に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

（解答欄は，[No.43]）

- ア．裁判員裁判の対象事件において，公判前整理手続期日に出席することができる。
- イ．情状に関する事項について，証拠調べを請求することができる。
- ウ．裁判所が申出を相当と認めるときは，情状に関する事項についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について，その証人を尋問することができる。
- エ．裁判所が申出を相当と認めるときは，訴因として特定された事実の範囲内で事実及び法律の適用について意見を陳述することができる。
- オ．上訴をすることができる。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

【第26問】（配点：2）

次のアからオまでの各記述は，有罪の確定判決に対する再審について述べたものである。これらの記述のうち，誤っているものの組合せは，後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.44]）

- ア．有罪の言渡しを受けた者が死亡した場合には，その者の子であっても再審の請求をすることができない。
- イ．検察官は，再審の請求をすることができる。
- ウ．有罪の言渡しを受けた者は，再審の請求をする場合には，弁護人を選任することができる。
- エ．再審の請求を受けた裁判所は，同請求が理由のあるときは，再審開始の決定をしなければならない。
- オ．再審開始の決定が確定したときは，再審の請求が対象とした確定判決は，その効力を失う。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ